

公開買付けの開示に関する留意事項について
(公開買付開示ガイドライン)

令和6年10月
金融庁企画市場局

【省略用語例】

本ガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

法……………金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）

令……………金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）

他社株府令……発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号）

企業内容等開示ガイドライン…企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成~~-11-~~年大蔵省金融企画局）

A 共通事項

（趣旨）

- 1 本ガイドラインは、発行者以外の者による株券等の公開買付けに係る開示書類の審査を行う関東財務局に対して審査に当たっての留意事項を示すとともに、法令上記載が求められる開示事項等についての考え方を示すことを目的としたものである。

なお、本ガイドラインにおいて明示された事項に限らず、法令等の解釈・適用に当たっては、法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされることが適当であり、法令の範囲内において本ガイドラインと異なる取り扱いをすることを妨げるものではない。

（事務処理の範囲）

- 2 関東財務局は、原則として、公開買付届出書及びその訂正届出書、公開買付報告書及びその訂正報告書、意見表明報告書及びその訂正報告書、対質問回答報告書及びその訂正報告書並びに公開買付撤回届出書（これらの添付書類を含む。以下「公開買付届出書等」という。）の受理時における審査等を行うほか、公益又は投資者保護のため、開示内容を速やかに訂正する必要があると考えられる場合等においては、公開買付届出書等の受理後、公開買付けの買付期間中又はその末日経過後における審査等を行うことに留意する。

当該審査等は、公開買付届出書等が、法、令、他社株府令、本ガイドライン等の定めに従い、投資者の投資判断に必要な情報が適切かつ十分に記載されているか、当該公開買付届出書等に係る公開買付けが、法、令及び他社株府令の定めを遵守し、本ガイドライン等を踏まえて実施されているかという観点に基づき実施する。また、当該審査等に当たっては、客観的・中立的な立場で臨むものとし、関東財務局が特定の立場に偏った審査等を実施してはならないこと、当事者間で協議・交渉が行われている場合には、適切な協議・交渉を不当に妨げることがないようにすることに留意する。

なお、金融庁担当課室は、関東財務局の当該審査等の事務に対し、指導・助言を行う

ことを基本とする。

(事前相談)

- 3 公開買付届出書（その訂正届出書を含む。以下3において同じ。）の提出後にその記載内容に重要な事項の不備があることが発見される等により訂正届出書の提出が必要となった場合には、公開買付期間が延長され、当初予定された日程の変更が避けられないことがあり得る。そのため、関東財務局は、公開買付届出書の記載内容について事前の相談に応じることとする。

また、公開買付開始公告に先立ち公開買付けを実施する予定又はその可能性があることの公表（以下「予告公表」という。）をする場合において、当該予告公表に係る公表文が、その後公開買付けを開始する際に提出される公開買付届出書の内容と相応に重複する内容を含むものであるにもかかわらず、当該公表文と当該公開買付届出書の記載に重要な齟齬が生じることとなれば、投資者の市場に混乱を生じさせるおそれがある。このため、公開買付届出書の事前の相談を先行させる趣旨で、当該公表文の記載内容について事前の相談に応じることとする。

意見表明報告書（その訂正報告書を含む。以下3において同じ。）については、関東財務局の審査等の対象であるが、対象者の「当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」等の意見表明報告書に記載されるべき重要な事項が当該公開買付けに係る公開買付届出書に記載される場合には、重複を回避する観点から、原則として意見表明報告書の記載内容の事前の相談には応じない。ただし、対象者から個別に意見表明報告書の記載内容について事前の相談の申出があった場合は、個別の事情を踏まえこれに応じるか否かを検討する。

事前の相談は、記載上の主要な論点について行われるものであって、関東財務局が記載内容全てを事前に確認するために行うものではないことに留意するとともに、提出される開示書類の真実性、正確性、適法性等を保証するものではないことに留意する。

また、本ガイドラインの「C 株券等の公開買付けに関するQ&A」の間4828に対する回答のとおり、例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がないにもかかわらず、予告公表において公開買付けを実施する可能性があることに言及するようなを行う場合、風説の流布（法第158条）や相場操縦行為（法第159条第2項第2号）等に該当する場合もあり得るところ、当該予告公表について、事前の相談が行われたことをもって、これらに該当しないことを保証するものではないことに留意する。

なお、事前の相談や審査等の過程において風説の流布や相場操縦行為が疑われる等、公益又は投資者保護上の問題が生じていることを認識した場合には、証券取引等監視委員会とも適切な連携を図ることにより、的確に対応することが重要である。連携に際しての情報の取扱い等については、適切に行うことに留意する。

(公開買付届出書等の記載における一般的な留意事項)

- 4 関東財務局は、公開買付届出書等の記載内容の審査に当たって、次の一般的な観点も踏まえ、個別の事情、具体的な事案等に応じて、投資情報として重要な事項であるか否かを実質的に判断して審査を行う必要があることに留意する。また、投資者の投資判断に誤解を生ぜしめないためには、公開買付届出書の様式に個別に規定されていない事項であっても、投資情報として重要な事項であれば重点的に審査する必要がある一方、投資情報として必ずしも重要でない事項について、総花的・画一的な審査を行うことのないよう留意する。

(1) 全部取得を目的とする公開買付けの場合

公開買付者が単独で又は他の者と共同して、対象者が発行する株券等の全部を取得し、又は保有することを目的とする公開買付け（以下「全部取得を目的とする公開買付け」という。）の場合、一般的には、当該公開買付けが成立すれば対象者の株主等として残存する余地のない投資者にとっては、当該公開買付けにおける公開買付価格の公正性に関する情報が投資情報として重要であるため、当該情報が適切に開示されているか否かを重点的に審査する。ただし、当該公開買付けにおける買付予定数の下限その他の事情を踏まえ、当該公開買付けの成立にかかわらずが成立したとしてもその目的を達することができないおそれが見込まれるある場合には、その蓋然性に応じ、(2)の場合に準じて審査する。

(2) 部分取得を目的とする公開買付けの場合

対象者が発行する株券等の一部を取得し、又は保有することを目的とする公開買付け（以下「部分取得を目的とする公開買付け」という。）の場合、一般的には、当該公開買付けの成立後も対象者の株主等として残存する余地のある投資者にとっては、当該公開買付けにおける公開買付価格の公正性に関する情報のほか、当該公開買付けの目的及びこれを踏まえた当該公開買付けの後における経営方針や株券等の追加取得又は第三者への譲渡の予定等に関する情報が投資情報として重要であるため、これらの情報が適切に開示されているか否かを重点的に審査する。ただし、公開買付者が特定の者のみから株券等を取得することを目的として時価よりも低い公開買付価格で実施するディスカウント TOB 等、当該特定の者以外の株主が公開買付けに応募することが見込まれないような場合には、当該公開買付けにおける公開買付価格の公正性に関する情報は、必ずしも投資情報としての重要性が高いとはいえないことに留意する。

なお、特に記載のない限り、公開買付届出書等の開示に関する一般的な留意事項については企業内容等開示ガイドラインを参照するものとする。

B 基本ガイドライン

関東財務局は、公開買付届出書等の記載内容の審査等に当たって、企業内容等開示ガイドラインA（共通事項）1－7（一般的な開示書類の記載における留意事項）及び本ガイドラインA（共通事項）4（公開買付届出書等の記載における一般的な留意事項）において掲げられた一般的な観点に留意するとともに、以下の審査要領に従い、これを実施するものとする。

なお、公開買付届出書等の記載内容の不備等の確認のため、必要に応じて公開買付者及び対象者に具体的な説明や資料の提出を求めることとする。ただし、説明を受け、又は資料に記載された事項を公開買付届出書等に記載することを求めることについては、個人のプライバシーや会社の営業秘密を害することとならないよう、十分配慮することに留意する。当該説明が日本語によらずになされ、又は当該資料が日本語をもって記載されたものでないときは、その訳文の提出を受けて内容を確認する必要がある点に留意する。

また、公開買付届出書等に記載する内容が、複数の記載項目において重複することとなる場合には、参照先を明示する等により、いずれかの記載項目における記載を省略することができる点に留意する。

I. 公開買付届出書

他社株府令第二号様式に従い、次の点に留意する。

第1【公開買付要項】関係

2【買付け等をする株券等の種類】関係

(複数の種類の株券等)

第1-2 【買付け等をする株券等の種類】に、複数の種類の株券等が記載される場合には、公開買付けの対象となる株券等が明確に特定されるように、対象者の定款上の記載、回号、当該株券等の発行を決議した日その他の客観的な事項を用いて記載されているか審査する。

~~3-4~~【買付け等の目的】関係

【買付け等の目的】の欄には、次に掲げる事項が記載されることが実務上一般的であることを記載する必要がある。これらの事項の審査は、~~第1-3-1から第1-3-10~~ 第1-4-(1)から第1-4-(7)までに留意して行うこととする。

~~①(1)~~ 公開買付けの目的の概要

~~②(2)~~ ~~公開買付者が~~公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

~~③(3)~~ 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

~~④(4)~~ 買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

~~⑤(5)~~ 対象者における公開買付けに対する意思決定の過程並びにその内容及び理由
対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

~~⑥(6)~~ 公開買付け後の経営方針

~~⑦(7)~~ 公開買付けの公正性を担保するための措置

~~⑧(8)~~ 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

~~⑨(9)~~ 上場廃止等となる見込み及びその理由事由

~~⑩(10)~~ 公開買付けに係る重要な合意

~~⑪(11)~~ 公開買付け後の追加取得の予定その他公開買付けに関する重要な事項

~~⑫(12)~~ 同一の目的を有する他の取引等

(公開買付けの目的の概要)

~~第1-3-1~~ 【買付け等の目的】第1-4-(1) 【公開買付けの目的の概要】には、公開買付けの概要として、公開買付けの目的の概要、公開買付者の属性、公開買付者、その特別関係者及びその他の当該公開買付けの関係者が公開買付届出書提出日において

て所有する対象者の株券等の数、公開買付けを含む一連の取引の概要公開買付けの目的、買付予定数の上限及び下限を付す理由又は付さない理由、公開買付けの目的を達成するために公開買付けと並行して又は関連して行われる取引（以下「公開買付関連取引」という。）の予定、対象者の意見の概要、公開買付け又は公開買付関連取引に係る重要な合意等が記載されることが一般的であるについて記載する必要がある。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

① 全体として、公開買付けに関する重要な事項が端的に記載されているか、参照先を明示することで記載の重複が回避されているか、不必要な重複又は冗長な記載がなされていないか等の観点から審査する。また、参照先の記載内容を意図的に取捨選択すること等により、概要の記載が投資者の誤解を招くものとなっていないか審査する。

~~② 公開買付けの目的の実現のために実施される一連の取引が複雑な場合等（例えば、公開買付けの前後に関連取引が実施される場合や、公開買付け後に公開買付者又は対象者に再出資する株主等、公開買付けに関連する当事者が多数存在する場合等）には、当該取引の全体像や各当事者との関係等について、図表等の活用を含めて、投資者にとって分かりやすい記載となっているか審査する。~~

③② 公開買付者が、公開買付届出書提出日現在、対象者の株券等を所有しているか否か並びに所有している場合におけるその数及び所有割合（その計算方法を含む。）が記載されているか審査する。また、対象者の株券等を所有する者のうち、公開買付者の特別関係者、公開買付者との間で応募契約その他の公開買付けに係る重要な合意をしている者（公開買付者に対して応募又は不応募についての意向表明をしている者を含む。）その他のその所有する株券等の数が投資情報として重要である者について、その数及び所有割合（その計算方法を含む。）が記載されているか審査する。

④③ 公開買付けの目的と買付予定数の上限及び下限が整合的か審査する。特に、全部取得を目的とする公開買付けにおいて、公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が有する議決権が総株主の議決権の3分の2を下回るおそれがある買付予定数の下限を設定する場合には、公開買付者において当該買付予定数の下限が買付け等の目的の達成のために必要かつ適当と考えた理由について、根拠とともに、個別具体的にな事情を踏まえた上で記載されているか審査する。

④ 公開買付けの目的の実現のために実施される一連の取引が複雑な場合等（例えば、公開買付けの前後に公開買付関連取引が実施される場合や、公開買付け後に公開買付者又は対象者に再出資する株主等、公開買付けに関連する当事者が多数存在する場合等）には、当該取引の全体像や各当事者の関係等について、図表等の活用を含めて、投資者にとって分かりやすい記載となっているか審査する。

（公開買付者が公開買付けをの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過

程)

~~第1-3-2【買付け等の目的】第1-4-(2)-1【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】~~には、~~公開買付者が公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程と記載上の注意(7)に規定する事項について記載する必要があるほか、これに関連して、~~公開買付者又は対象者の概要並びに対象者等との協議・交渉の経緯及び概要が記載されることが一般的である。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

① 公開買付者又は対象者の概要

公開買付者又は対象者の概要として、例えば、公開買付者又は対象者についての、事業の概要、商号変更の経緯、その発行する株式が上場有価証券であるか否かの別（上場有価証券である場合には、上場する金融商品取引所及び市場区分の名称を含む。）、公開買付者と対象者が現在の資本関係を構築するまでの経緯の概要が記載されることが考えられる。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項について留意する。

イ 全部取得を目的とする公開買付けにおいては、当該公開買付けが成立すれば対象者の株主等として残存する余地のない投資者にとって、公開買付者の概要に関する情報の重要性は相対的に低くなることが多い。このため、公開買付者の概要に関する情報については、原則として、投資者の投資判断に重大な誤解を生じさせるような記載がないかという観点からの審査で足りる。

ロ 部分取得を目的とする公開買付けの場合には、当該公開買付けの成立後も公開買付者以外の投資者が対象者の株主等として残存する余地があることを踏まえ、公開買付者の概要に関する情報が、公開買付者の実態が明らかになるように記載されているか審査する。ただし、公開買付者が継続開示会社である場合には、当該公開買付者に係る直近の有価証券報告書等の継続開示書類に記載された事実の程度で記載されているかの審査で足りる。

ハ 公開買付者が、当該公開買付けのために設立又は組成された法主体又は組合である場合等、実質的な意思決定を行う者が他に存在する場合には、その旨及び当該実質的な意思決定を行う者と当該公開買付者との資本関係その他の事項が記載され、当該実質的な意思決定を行う者の概要が明らかになっているか審査する。この場合における当該実質的な意思決定を行う者の概要に関する記載に係る留意事項については、イ及びロを準用する。

ニ 公開買付者（ハに定める実質的な意思決定を行う者を含む。以下ニにおいて同じ。）と対象者が現在の資本関係を構築するまでの経緯の概要の記載については、原則として、公開買付者が公開買付け届出書提出日現在の対象者との資本関係を構築するまでの詳細な経緯（取得日や取得の相手方、取得の目的等の情報）の記載までは求めないことに留意する。例えば、過去の時点における自己株式数を考慮した

議決権割合の記載は必ずしも必要ではなく、実務上確認可能な限りで、当時の発行済株式数に対する所有割合が記載されていれば足りる。また、発行済株式数の確認が困難な場合には、「〇株を取得して子会社とした」等の記載で足りる。

また、原則として、公開買付届出書提出日から5年以上前の経緯の記載までは求めないことに留意する。

ホ 対象者の概要に関する情報については、対象者の直近の有価証券報告書等の継続開示書類に記載された事実の程度で記載されているかの審査で足りる。

② 対象者等との協議・交渉の経緯及び概要

イ 公開買付けの実施の決定に当たって、公開買付者、その特別関係者、公開買付者の実質的な意思決定を行う者その他これらに類する者（以下これらを総称して「公開買付者等」という。）と対象者（対象者が公開買付けに係る意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保すること等を目的として設置するいわゆる特別委員会を含む。）との間で協議・交渉が行われている場合には、例えば当該協議・交渉の具体的な内容として、協議・交渉事項並びに協議・交渉の概要、態様及び経過（主体、時期及び方法を含む。）が記載されることが考えられるされているか審査する。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。なお、公開買付届出書の提出日以降に買付条件等を変更した場合であって、対象者との間で当該変更に関する協議・交渉を行ったときにおける当該協議・交渉の内容の記載についても同様とする。

（i）協議・交渉の時期

協議・交渉時期については、原則として各協議・交渉の具体的な日付を記載することが望ましいが、その記載が適当でない場合又は困難な場合には、各協議・交渉が区別できる限り、上・中・下旬という形で記載されれば足りる。ただし、公開買付者又はその特別関係者等から、対象者に対して公開買付けに係る最初の正式な提案がなされる場合、当該提案をもって対象者において公開買付けに関する本格的な検討が開始されることが多いため、特段の事情がない限り、当該提案の具体的な日付が記載されているか審査する。

（ii）協議・交渉における買付条件等の提案

公開買付者若しくはその特別関係者等から、対象者に対して公開買付価格その他の買付条件等に係る提案がなされ、又は公開買付者若しくはその特別関係者等が、対象者から、公開買付価格その他の買付条件等に係る提案若しくは回答を受ける場合、特段の事情がない限り、当該提案又は回答の日付と提案に係る価格（具体的な価格が提示されず、その考え方のみが提示された場合には、当該考え方）その他の買付条件等が記載されているか審査する。

なお、公開買付価格その他の買付条件等の交渉に関する一方当事者の内心のみに係る事項や協議・交渉上の秘密等については、これらの開示を求めることで適切な協議・交渉を妨げることがないように留意する。

(iii) 提示した公開買付提案価格の時価からの乖離

公開買付者~~又はその特別関係者等~~が具体的な価格（計算式を含む。以下「提案価格」という。）を提案した場合（公開買付けの対象となる株券等に市場価格がある場合に限る。）には、当該提案価格に加え、当該価格の提案時点における時価（原則として提案した日の前直前営業日における市場価格の終値をいう。以下（iii）において同じ。）に比したプレミアム率（提案価格又は公開買付価格が時価を上回る場合において、提案価格又は公開買付価格から時価を控除した金額の時価に対する割合をいう。以下同じ。）又はディスカウント率（提案価格又は公開買付価格が時価を下回る場合において、時価から提案価格又は公開買付価格を控除した金額の時価に対する割合をいう。以下同じ。）が記載されているか審査する。

- ロ 公開買付けの実施の決定に当たって、公開買付者~~又はその特別関係者等~~が、対象者の株主や公開買付けに係る重要な合意の相手方（意向表明を行った者を含み、対象者を除く。）との間で公開買付けに関して協議・交渉を行っている場合には、当該株主又は当該相手方との協議・交渉の重要性に応じ、当該株主若しくは当該相手方又は対象者との適切な協議・交渉を妨げない範囲で、対象者との協議・交渉の内容に準じて協議・交渉の内容が記載されているか審査する。

- ハ 公開買付者~~等~~が対象者との事前の協議・交渉を行わずに公開買付けを開始する場合には、事前の協議・交渉を行わずに公開買付けを開始する目的が明らかとなるように、当該事前の協議・交渉を行わなかった理由が具体的に記載されているか審査する。

また、公開買付者~~等~~が対象者との事前の協議・交渉は行ったものの、対象者の賛同を得ずに公開買付けを開始する判断に至った場合には、対象者の賛同を得ずに公開買付けを開始する目的が明らかとなるように、それまでの協議・交渉の内容及び当該判断の理由が具体的に記載されているか審査する。

（買付け等の価格の算定の経緯及び基礎）

第1-4-(2)-2 【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】には、公開買付価格を決定するに至った過程及び根拠を具体的に記載する必要がある。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。なお、公開買付者と対象者との間の公開買付価格に関する交渉の内容及び過程が、【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】欄等、公開買付届出書の他の箇所において記載されている場合には、当該交渉の内容及び過程については、当該他の箇所を参照する旨

の記載をすることで記載を省略することができる。

① 決定した公開買付価格を記載する際には、当該公開買付価格の公表日における時価（原則として公表日の直前営業日における市場価格の終値をいう。）、公表日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の市場価格の終値の平均値、並びに公開買付届出書提出日の直前営業日における市場価格の終値のそれぞれに比したプレミアム率又はディスカウント率が記載されているか審査する。

なお、公表日における時価の算定基準日として、公表日の直前営業日に加えて、当該直前営業日以外の日を併せて設定する場合には、その理由が記載されているか審査する。

② 公開買付価格との差額の内容を記載すべきとされる「公開買付者が最近行った取引」は、公開買付けと目的や背景等に一定程度の関連性があると考えられる取引における取引価格と公開買付価格との差額の内容が公開買付けにおける投資判断上重要となり得るという観点から、原則として公開買付けの公表前1年間に実施された取引とする。ただし、1年以上前の取引であっても、当該取引の目的や背景等に照らして、当該取引の取引価格と公開買付価格との差額の内容が投資判断上重要となり得ると考えられる場合には、「公開買付者が最近行った取引」に該当するものと考えられる。

③ 公開買付者が公開買付けと併せて、対象者の発行する株券等を所有する法人等（例えば、資産管理会社）の株式又は持分を取得する場合には、当該法人等の株式又は持分の取得価格及び当該取得価格の算出根拠（当該法人等が所有する対象者の株券等以外の資産の評価を含む。）、当該法人等が所有する対象者の発行する株券等を公開買付価格と異なる価格で評価する場合には、その理由が記載されているか審査する。

~~（対象者における公開買付けに対する意思決定の過程並びにその内容及び理由）（対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由）~~

~~第1-3-3 【買付け等の目的】第1-4-(2)-3 【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】~~には、~~対象者が公開買付けに賛同する意向を示している場合には、賛同するに至った意思決定の過程並びにその内容及び理由（①において「対象者の意見の内容等」という。）が記載されることが一般的である対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由を記載する必要がある。~~これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

① ~~対象者が公開買付者との間で公開買付けに関し協議・交渉する立場にあることを踏まえ、対象者の意見の内容等の記載の審査に当たっては、対象者に~~公開買付者を経由しない形での関東財務局との連絡を許容する等、当事者の属性に留意しつつ対応する。

② 公開買付けに関する意見として、公開買付けの実施に係る意見と公開買付けへの応募に係る意見を区別する場合には、例えば、公開買付けの実施に賛同する旨の意見を表明しつつ、公開買付けに応募することを勧めない旨の意見を表明する場合等、その意見の関係性が投資者にとって明確でない場合があり得る。このような場合には、これらの意見の関係性が明確となっているか否か、例えば、応募を勧めない理由及び応募を勧めないにもかかわらず公開買付けの実施に賛同する理由が記載されているか審査する。

③ 全部取得を目的とする公開買付けの公開買付価格が対象者の直近の1株当たり純資産額を下回る水準となる場合には、当該1株当たり~~の~~純資産額及び当該公開買付価格が当該1株当たり純資産額を下回る割合（当該1株当たり純資産額と当該公開買付価格の差額を当該1株当たり純資産額で除した割合）が記載されているか審査する。

この場合において、対象者が当該公開買付価格に公正性・合理性があると認めたときには、その判断根拠（当該公開買付価格と当該1株当たり純資産額の差額に対する評価も含む。）が、対象者の個別具体的な事業内容、財務状況等を踏まえて、適切かつ具体的に記載されているか審査する。

④ 対象者が過去の同種案件のプレミアム率を踏まえて公開買付価格の公正性・合理性を検討した場合には、当該過去の同種案件の範囲及び内容が明らかになるように、当該過去の同種案件の選出方法（同種案件として選出された取引の類型、採用した~~過去同種~~案件の対象期間及び件数を含む。）及び当該プレミアム率（複数の同種案件における平均値や中央値を参照した場合には、当該具体的な値）が記載されているか審査する。

この場合において、公開買付価格のプレミアム率が過去の同種案件のプレミアム率を大幅に下回る場合に、対象者において当該公開買付価格に公正性・合理性があると認めたときには、当該判断に至った理由（過去の同種案件のプレミアム率を下回ることへの評価を含む。）が具体的に記載されているか審査する。

⑤ 対象者が部分取得を目的とする公開買付けと同時又は近接した時点で、公開買付者を割当先とする当該公開買付けの公開買付価格を下回る払込金額での第三者割当増資を実施する場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当し、かつ、当該第三者割当増資を組み合わせたととしても、当該公開買付けのみで目的の遂行を図る場合に比べて、対象者の既存株主（当該第三者割当増資を引き受ける者を除く。）にとって不利とならないと対象者が判断する場合には、その理由が記載されているか審査する。

イ 当該第三者割当増資が、資金調達のみを目的として実施するか否かにかかわらず、次の(a)から(c)までに掲げる場合のいずれかに該当する場合その他当該公開買付けの目的を達するための一連の取引として実施される場合

- (a) 公開買付けの結果のみでは当該公開買付けの目的を達することができない買付予定数の上限を設定する場合等、第三者割当増資が実施されないと当該公開買付けの目的を達成することができないとき
- (b) 当該第三者割当増資が当該公開買付けの成立を条件として実施される場合
- (c) 当該公開買付けにより公開買付者が取得する株式の数に応じて発行株式数の調整が行われる等、当該第三者割当増資が当該公開買付けの結果を踏まえて実施される場合
- ロ 当該第三者割当増資の払込金額が当該公開買付けの公開買付価格を下回るにもかかわらず、対象者が当該公開買付けに賛同又は応募推奨の意見を表明する場合 ~~なお、イに関して、対象者が資金調達のみを目的とするとして第三者割当増資を実施する場合であっても、次の(a)から(e)までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該第三者割当増資は、公開買付けの目的を達するための一連の取引として実施されるものと考えられることに留意する。~~
- ~~(a) 公開買付けの結果のみでは当該公開買付けの目的を達することができない買付予定数の上限を設定する場合等、第三者割当増資が実施されないと当該公開買付けの目的を達成することができないとき~~
- ~~(b) 当該第三者割当増資が当該公開買付けの成立を条件として実施される場合~~
- ~~(c) 当該公開買付けにより公開買付者が取得する株式の数に応じて発行株式数の調整が行われる等、当該第三者割当増資が当該公開買付けの結果を踏まえて実施される場合~~
- ⑥ 対象者が公開買付けに関する意思決定を行うに際して、非公開化による資金調達の困難化、大株主の異動による異動前の大株主との間の業務提携や取引関係の終了、公開買付者の子会社となることによる既存の取引関係その他対象者の事業への影響等、当該公開買付け及び公開買付関連取引による対象者への悪影響が生じるおそれについて検討している場合には、当該悪影響の内容が記載されているか、そのような検討をしていない場合には、その旨が記載されているか審査する。
- ⑦ 対象者の公開買付けに関する意見の内容等の記載の変更に伴う公開買付届出書の訂正の要否については、次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める点に留意しつつ、審査する。
- イ 当初の公開買付届出書において、対象者の意見の内容、根拠及び理由を公開買付者において認識していない旨が記載されている場合 公開買付けが開始された後、対象者において当該公開買付けに関する意見の内容（賛同、反対、中立、応募推奨の是非等）又は投資情報として重要な意見の根拠若しくは理由が開示され、それを公開買付者が認識した場合には、訂正届出書の提出が必要となる。この場合において、当該意見の内容、根拠又は理由が意見表明報告書に記載されている場合には、訂正届出書には対象者の意見の内容、根拠及び理由の概要を記載し、詳細な情報に

については意見表明報告書を参照する旨の記載を行うことができる。この際、訂正届出書における対象者の意見の内容、根拠及び理由の概要について、投資者に対して誤解を生じさせるような引用や意図的な取捨選択等がなされていないかについて留意しつつ、審査する。

- ロ 公開買付届出書又はその訂正届出書において、対象者の意見の内容、根拠及び理由が記載されている場合 公開買付届出書又はその訂正届出書に記載された内容と異なる意見の内容が対象者から表明された場合には、これらの内容の差異が軽微であるときを除き、訂正届出書の提出が必要となる。また、公開買付届出書又はその訂正届出書に既に記載された意見の根拠又は理由と異なる意見の根拠又は理由が対象者から開示された場合にも、投資情報として重要な事項に変更があるときには、訂正届出書の提出が必要となる。

(公開買付け後の経営方針)

~~第1-3-4~~ **【買付け等の目的】第1-4-(2)-4 【公開買付け後の経営方針】**

には、公開買付け後の経営方針として記載上の注意(10)に規定する事項について記載する必要があるほか、公開買付け後に公開買付者が予定している施策が記載されることが一般的である。これらの記載の審査については、次に掲げる事項に留意する。

- ① 部分取得を目的とする公開買付けの場合には、当該公開買付けの成立後も公開買付者以外の投資者が対象者の株主等として残存する余地があることを踏まえ、公開買付け後の経営方針の内容や理由、時期等について、次に掲げる事項に留意しつつ、可能な限り具体的に記載されているか審査する。なお、公開買付け後の経営方針の内容については、経営陣の交代等の組織上の施策と新規事業の開始等の事業上の施策とが区別されて記載されているか審査する。

イ 「公開買付者が公開買付けをの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」欄又はその他の箇所において関する記載として、特に、公開買付け後の経営方針について次の(i)から(iii)までに掲げる記載がなされている場合には、本項目において当該(i)から(iii)までに定める事項が記載されているか審査する。

(i) 対象者が公開買付け後に公開買付者又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の資本又は資金を利用することを期待するような記載が存在する場合 当該資金調達に係る事実やその予定

(ii) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程に関する記載で対象者の経営上の課題が指摘されている場合に関する記載 当該経営上の課題の解決策に係る想定

(iii) 公開買付け又は公開買付関連取引により伴い対象者の既存株主との資本関係が解消される場合又はその可能性がある旨の記載 対象者と既存株主との

間の契約関係の有無、既存株主及び公開買付者（その特別関係者を含む。）から対象者への役員派遣の有無並びにこれらについての今後の予定

- ロ 経営方針として記載すべき施策の予定については、確実な予定として公開買付届出書提出日時時点で決定し、若しくは内定し、又は合意している事実が存在することは必要なく、公開買付者として具体的に想定している事項が存在する場合には、これが記載されているか審査する。
- ハ 新任の役員の選任又は既存の役員の辞任若しくは解任（以下ハにおいて「選解任」という。）の予定（株主総会における役員の選解任に係る議決権行使の予定を含む。）の有無が記載されているか審査するとともに、これらの予定がある場合には、当該者の氏名（特定されている場合）及び属性並びに選解任の理由が記載されているか審査する。

ニ 公開買付け後に公開買付者と少数株主との間で生じ得る利益相反により少数株主の利益を害しないことを確保するための措置（例えば、取締役会において公開買付者等からの独立性を確保するのに十分な数の独立社外取締役を選任する、又は公開買付者等と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行うために独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置する等）の具体的な内容、又は当該措置を実施しない場合には、その理由が記載されているか審査する。

- ② 全部取得を目的とする公開買付けの場合には、一般に、対象者株主でなくなる投資者にとって、買付け後の経営方針は投資情報としての重要性が高くないと考えられるため、通常、概括的な記載で足りるものとする。

③ 公開買付者が公開買付け後に対象者の株券等を追加取得する予定の有無、その理由及び内容の記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- ・ 公開買付期間中に、公開買付届出書に記載されていない株券等の追加取得の予定が生じ、又は公開買付届出書に記載された追加取得の予定に変更が生じた場合には、訂正届出書の提出が必要となる点に留意する。
- ・ 追加取得の予定がない場合には、原則としてその理由の記載は求めない。ただし、買付予定数の下限その他の事情を踏まえ、公開買付けの目的を達するために公開買付け後の株券等の追加取得が必要となる可能性が見込まれるにもかかわらず、追加取得の予定がない旨の記載がなされる場合には、その理由が記載されているか審査する。

（公開買付けの公正性を担保するための措置）

~~第1-3-5~~ **【買付け等の目的】** ~~第1-4-（3）~~ **【公開買付けの公正性を担保するための措置】**には、~~公開買付けの公正性を担保するための措置として~~、公開買付者又は対象者が講じた公開買付けの公正性を担保するための措置（以下「公正性担保措置」と

いう。)の内容が記載されることが一般的であることを記載する必要がある。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

~~① 対象者が独立性を有する特別委員会を設置している旨が記載される場合には、当該委員会の各委員が、公開買付者、その特別関係者（実質的に公開買付けの意思決定を行う者に限る。）、対象者及び公開買付者と応募契約を締結する株主（以下「応募株主」という。）その他の関係者からの独立性を有する理由について記載されているか審査する。また、当該委員会の各委員が対象者の社外取締役又は社外監査役でない場合には、当該委員の選任理由が記載されているか審査する。~~

②① 公開買付者、その特別関係者、対象者又は特別委員会が株式価値の算定機関等の第三者から公開買付けの対象となる株券等に関する算定書、又はフェアネスオピニオンその他これらに類するもの（以下これらを総称して「株式価値算定書等」という。）を取得している旨が記載される場合には、株式価値算定書等の作成主体及び作成者の氏名又は名称、公開買付者及び対象者並びに当該取引からの独立性に関する事項並びに株式価値算定書等の内容（前提条件を含む。）が記載されているか審査する。特に、対象者又は特別委員会が株式価値算定書等を取得している場合には、作成者の報酬体系（例えば、報酬の有無又は金額が公開買付けの成否又は当該公開買付けに係る取引若しくは手続の進捗に関連して決定されるか否か）や算定方法の重要な前提条件についても記載されているか審査する。また、公正性担保措置を講じていると記載しながら、対象者が株式価値算定書等未取得していない場合には、その理由が記載されているか審査する。

③② 公開買付者、その特別関係者、対象者又は特別委員会が株式価値算定書等を取得した旨が記載される場合には、公正性担保措置としての記載内容の不備等を審査するため、株式価値算定書等を含む関連資料の確認を要する場合があることに留意する。

この場合においては、当該関連資料が当事者間の協議・交渉に用いられるものであり、その内容を他方の当事者に知られた場合には適切な協議・交渉を妨げるおそれがあること、当事者や第三者の機密事項が記載されているおそれがあること等に配慮し、資料提出者から関東財務局への直接の連絡窓口を設けた上で資料を受領し、資料提出者以外の当事者への当該資料の共有を行わない等、その取扱いについて十分留意する。

③ 対象者が特別委員会を設置している場合には、特別委員会の各委員について、公開買付者、その特別関係者（実質的に公開買付けの意思決定を行う者に限る。以下⑤において同じ。）、対象者、公開買付者と応募契約を締結する株主（以下「応募株主」という。）、公開買付者と不応募契約を締結する株主（以下「不応募株主」という。）その他の関係者並びに当該取引からの独立性の有無及びその理由のほか、これらの者と重要な利害関係を有する委員がある場合には当該委員の選任理由について記載さ

れているか審査する。また、特別委員会の各委員が対象者の社外取締役又は社外監査役でない場合には、当該委員の選任理由が記載されているか審査する。公正性担保措置を講じていると記載しながら、対象者が独立性を有する特別委員会を設置していない場合には、その理由が記載されているか審査する。

- ④ 対象者の特別委員会の委員又はアドバイザー~~（株式価値算定書等の作成者を含む。以下④において同じ。）~~が対象者からの独立性を確保している旨が記載される場合には、~~当該特別委員会の委員又はアドバイザー~~に支払われるべき報酬の報酬体系（例えば、~~当該報酬の有無及び金額~~が公開買付けの成否又は当該公開買付けに係る取引若しくは手続の進捗に関連して決定される場合には、~~その旨か否か~~）が記載されているか審査する。当該報酬の有無又は金額が公開買付けの成否又は当該公開買付けに係る取引若しくは手続の進捗に関連して決定される場合には、当該報酬体系によったとしても公開買付けの公正性に悪影響を与えないと考える理由が記載されているか審査する。
- ⑤ 対象者において、公開買付者、その特別関係者、応募株主及び不応募株主と利害関係を有しない役員等のみで公開買付者との協議及び公開買付けに関する意見表明に係る検討が行われている旨が記載されているにもかかわらず、現在及び過去の当該役員等の公開買付者への所属状況等、一定の事実関係の存在から類型的に利害関係の存在がうかがわれる場合には、当該事実の内容及び当該事実が存在するにもかかわらず利害関係を有しないと記載した根拠が記載されているか審査する。
- ⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティ条件（公開買付者から独立した株主等が所有する株券等の過半数が公開買付けに応募されない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わないこととするために設定された法第 27 条の 13 第 4 項第 1 号に掲げる条件をいう。以下⑥において同じ。）を設定している場合には、当該買付予定数の下限がマジョリティ・オブ・マイノリティ条件に該当すると判断した根拠が記載されているか審査する。この場合において、公開買付者との間で応募契約を締結する株主がマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の算出に際して公開買付者と重要な利害関係を有する株主とされていない場合には、応募契約の締結の経緯等、個別の事情を踏まえ、応募株主と公開買付者との間の重要な利害関係の有無が考慮されているか審査する。
- ⑤⑦ 対象者が入札手続その他の方法によって公開買付者以外の者を含む複数の者に公開買付け又はこれに類似する取引の実施を打診したことが公正性担保措置として記載される場合には、適切な入札手続を妨げ、又は当該公開買付者以外の者の正当な利益を害することとならない範囲で、当該打診の具体的な内容（当該打診をした者の数、属性等を含む。）並びに当該打診の結果を踏まえた判断の内容及び理由（当該公開買付者以外の者による取引に賛同せず、公開買付者による公開買付けに賛同する旨の判断をした場合におけるその理由等）が記載されているか審査する。対象者が公開買付者による公開買付けと近接した時期に公開買付者以外の者から当該公開買付

けと類似の取引の実施の打診を受けたことが公正性担保措置として記載される場合も、同様とする。

また、対象者の株主が入札手続その他の方法によって公開買付者以外の者を含む複数の者に公開買付けの実施を打診し、又は当該株主が公開買付者による公開買付けと近接した時期に公開買付者以外の者から当該公開買付けと類似の取引の実施の打診を受けたことが公正性担保措置として記載される場合には、対象者又は公開買付者が認識している範囲で、かつ、適切な入札手続を妨げ、又は当該株主若しくは当該公開買付者以外の者の正当な利益を害することとならない範囲で、当該打診の具体的な内容（当該打診をした者の数、属性等を含む。）が記載されているか審査する。

~~⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティ条件（公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付者と重要な利害関係を有する株主以外の株主の所有する株券等の過半数の応募がないと公開買付けが成立しないように設定された買付予定数の下限をいう。以下⑥において同じ。）を設定している旨が記載される場合には、当該買付予定数の下限がマジョリティ・オブ・マイノリティ条件に該当すると判断した根拠が記載されているか審査する。この場合において、公開買付者との間で応募契約を締結する株主がマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の算出に際して公開買付者と重要な利害関係を有する株主とされていない場合には、応募契約の締結の経緯等、個別の事情を踏まえ、応募株主と公開買付者との間の重要な利害関係の有無が考慮されているか審査する。~~

~~⑦ 対象者において、公開買付者、その特別関係者及び応募株主と利害関係を有しない役員等のみで公開買付者との協議及び公開買付けに関する意見表明に係る検討が行われている旨が記載されているにもかかわらず、現在及び過去の当該役員等の公開買付者への所属状況等、一定の事実関係の存在から典型的に利害関係の存在がうかがわれる場合には、当該事実の内容及び当該事実が存在するにもかかわらず利害関係を有しないと記載した根拠が記載されているか審査する。~~

（公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項））

~~第1-3-6 【買付け等の目的】第1-4-（4）~~ 【公開買付け後の組織再編等の方針】には、公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）として、公開買付け後に実施されるスクイーズアウト手続（株式併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式等売渡請求、株式交換等により公開買付者が単独で又は他の者と共同して対象者が発行する株券等の全部を取得し、又は保有するための手続をいう。以下~~第1-3-6~~第1-4-（4）において同じ。）のを実施することを予定している場合には、その内容が記載されることが一般的であることを記載する必要がある。当該記載について関しては、スクイーズアウト手続の実施について一定の条件（例えば、公開買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となる場合には実施するが、それ未満の場合には実

施しない等)を設定する場合には、当該条件の内容が一義的に明らかとなるように記載されているか審査する~~(例えば、公開買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となる場合には実施するが、それ未満の場合には実施しない等)~~。

(上場廃止等となる見込み及びその理由事由)

~~第1-3-7第1-4-(5) 部分取得を目的とする公開買付けの場合であっても、【買付け等の目的】【上場廃止となる見込み及びその事由】には、上場廃止等となる見込み及びその理由に関する事項として、部分取得を目的とする公開買付けの場合であっても、公開買付けの結果、対象者の株券等が、上場維持基準に適合しないこととなる見込みがある場合には、その旨が記載されることが一般的であるを記載する必要がある。当該記載については、不適合が生じ得る具体的な上場維持基準の項目名のほか、不適合となる理由が具体的に記載されているか審査する。~~

例えば、部分取得を目的とする公開買付けの結果、流通株式数、流通株式時価総額又は流通株式比率が下落して上場維持基準に抵触する可能性がある場合には、公開買付け実施前における流通株式数、流通株式時価総額又は流通株式比率の具体的な数値とともに、公開買付けの結果、流通株式数、流通株式時価総額又は流通株式比率がどの程度下落する可能性があり、その結果、上場維持基準に抵触する可能性があるという旨が記載されているか審査する。

(公開買付けに係る重要な合意)

~~第1-3-8 【買付け等の目的】第1-4-(6) 【公開買付けに係る重要な合意】~~
~~には、公開買付けに係る重要な合意として、公開買付けに関して締結された応募契約、不応募契約、公開買付契約、株主間契約、経営委任契約等の合意の概要が記載されることが一般的である(対象者との間で締結される、対象者が公開買付けに関する一定の意見を表明することを内容に含む合意をいう。)~~ その他公開買付け又は公開買付関連取引に関連して投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす合意(例えば、経営委任契約、部分取得を目的とする公開買付けに関連して締結される株主間契約等)の相手方の氏名又は名称及び合意の内容を記載する必要がある。また、対象者の株主等(その所有に係る株券等の株券等所有割合が1%以下である株主等を除く。) から公開買付けに応募し、又は応募しない旨の意向の表明を受けている場合には、当該意向の内容を記載する必要がある。これらの記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

① 公開買付けに係る重要な合意として記載された内容が、合意の実態に即した具体的な記載となっているか審査する。例えば、対象者の株主と応募契約を締結している場合、応募株主の応募義務が発生し、又は免除される条件(条件を裁量により放棄できる場合には、その旨を含む。)が具体的に記載されているか審査する。また、公開買付価格以外に応募株主に公開買付けに応募する対価として付与される利益がない

ことが明確になっているか審査する。なお、「合意」は書面でなされているか否かを問わず、また、合意に至らないまでも、応募又は不応募の意向を受けている場合も、「合意」に準ずるものとして同様に審査する問わない。

「実態に即した具体的な記載」の審査に当たっては、必要に応じて契約書等の資料の提出を求めた上で、各当事者の権利・義務の内容、表明保証、クロージング前後の義務、前提条件、補償・損害賠償（金額を含む。）、有効期間、解除・終了に関する条項等、個別の事情に応じ、投資判断上重要な情報が記載されているか審査することとし、秘密保持義務、準拠法、裁判管轄等、投資者の投資判断上重要な意味を持たない明らかな一般条項が記載されているかについては、原則として審査を要しない。

- ② 公開買付け後に、応募株主が、対象者、公開買付者又はその特別関係者の株式の取得を予定している旨を記載する場合には、一部の株主のみにそれらの株式の取得の機会が与えられることが、公開買付けに応募する対価とは異なるものとして区別することができる旨及びその理由が記載されているか審査する。
- ③ 応募株主の所有する公開買付けの対象となる株券等に担保権が設定されている場合であって、公開買付者が公表情報~~並びに大量保有報告書、その変更報告書及びこれらの訂正報告書（以下「大量保有報告書等」という。）~~又は応募株主との交渉等を通じて、応募株主の所有する対象者株式に質権その他の担保権が設定されていることを認識するに至ったときは、公開買付者が認識する範囲において、当該事実及び当該担保権に関する情報（担保権者や被担保債権者の氏名又は名称、被担保債権、担保権の内容等の情報を含む。）が記載されているか審査する。また、当該担保権の解除又は消滅が予定されている場合には、当該解除又は消滅に向けた対応方針が記載されているか審査する。
- ④ 公開買付契約等により対象者が賛同意見を原則撤回することができないこととされている場合にはその旨及び撤回するための条件が記載されているか審査する。

~~（公開買付け後の追加取得の予定）~~

~~第1-3-9【買付け等の目的】には、「公開買付け後の追加取得の予定」として、公開買付者が公開買付け後に対象者の株券等を追加取得する予定の有無、その理由及び内容が記載されることが一般的である。当該記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。~~

- ① ~~公開買付期間中に、公開買付届出書に記載されていない株券等の追加取得の予定が生じ、又は公開買付届出書に記載された追加取得の予定に変更が生じた場合には、訂正届出書の提出が必要となる点に留意する。~~
- ② ~~追加取得の予定がない場合には、原則としてその理由の記載は求めない。ただし、買付予定数の下限その他の事情を踏まえ、公開買付けの目的を達するために公開買付け後の株券等の追加取得が必要となる可能性が見込まれるにもかかわらず、追加~~

~~取得の予定がない旨の記載がなされる場合には、その理由が記載されているか審査する。~~

(同一の目的を有する他の取引等)

~~第1-3-10~~ **【買付け等の目的】第1-4-(7)** **【その他公開買付けに関する重要な事項】**には、公開買付者に対する第三者割当増資や別途実施する公開買付け等、公開買付けと同一の目的を有する他の取引 (公開買付関連取引) の内容が記載されることが一般的であるを記載する必要がある。当該記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。なお、公開買付関連取引の内容が、公開買付届出書の他の箇所において記載されている場合には、当該他の箇所を参照する旨の記載をすることで記載を省略することができる。

- ① 部分取得を目的とする公開買付けと近接した時点で、当該公開買付けの目的を達するための一連の取引として第三者割当増資が実施される場合には、当該第三者割当増資の条件等のほか、当該第三者割当増資を組み合わせる公開買付けを実施する理由及びこれらを組み合わせることによる株主への影響（当該第三者割当増資の希薄化率を含む。）が記載されているか審査する。

特に、第三者割当増資の払込金額が公開買付価格を下回る場合には、これらが一連の取引でありながら価格差を設けることについて具体的な理由が記載されているか、また、その他の条件・態様に照らしても、少数株主の利益に十分配慮した取引形態といえるか（当該公開買付けのみで目的の遂行を図る場合に比べて、対象者の他の株主にとって不利とならないか）といった点に着目して、適切な情報開示がなされているか、記載内容を審査する。

なお、公開買付けと近接した時点で第三者割当増資が実施される場合には、当該第三者割当増資に係る有価証券届出書の記載内容との整合性についても審査する。

また、第三者割当増資が~~第1-3-3⑤~~ **第1-4-(2)-3⑤イ** (a) から (c) までに掲げる場合のいずれかに該当するものであるときは、公開買付けと一連の取引として実施される ~~ものであると考えられることに留意場合と同様に審査~~ する。

- ② 段階的な公開買付け（公開買付者が単独で又は対象者その他の者と共同して、同一の目的に基づいて、同時又は近接した時点において実施する二以上の公開買付け（発行者による公開買付けを含む。）をいう。以下~~第1-3-10~~ **第1-4-(7)** において同じ。）~~をいう。~~）が実施され、又はその実施が予定されている場合には、公開買付届出書に係る公開買付けではない他の公開買付けについても、その具体的な内容（公開買付者、公開買付けを行う株券等の種類、公開買付価格、公開買付期間、買付予定数の上限及び下限その他重要な事項を含む。）、意思決定の過程及び段階的な公開買付けを実施する理由が具体的に記載されているか審査する。~~ただし、その全部又は一~~

~~部が、既に提出された公開買付届出書の他の箇所において記載されている場合には、当該他の箇所を参照する旨の記載をすることで記載を省略することができる。~~

- ③ 同一の公開買付者又は公開買付者及びその特別関係者により、同時又は近接した時点において二以上の公開買付けが実施され、又はその実施が予定されている場合等、当該二以上の公開買付けの間に関連性がうかがわれる場合には、当該二以上の公開買付けが段階的な公開買付けに該当しないか審査する。当該二以上の公開買付けが段階的な公開買付けではないとされる場合には、当該二以上の公開買付けが、その目的や手続においてそれぞれ別個独立した公開買付けである旨及びその理由が記載されているか審査する。
- ④ 全部取得を目的とする公開買付け後、当該公開買付けに応募しなかった株主が所有する株券等を自己株式取得により取得することが対象者において予定されている場合には、当該自己株式取得の価格（数値を明記することが困難な場合にあつては、算定方法）及びその根拠が記載されているか審査する。
- ⑤ 全部取得を目的とする公開買付け後、対象者の株主であつた者等による公開買付者（その親会社又は実質的な意思決定を行う者を含む。）又は対象者に対する出資が予定されている場合には、当該出資の価格（対象者以外の者に対する出資の場合には、対象者の株券等の評価を踏まえた算定方法）及び出資比率が記載されているか審査する。

4.5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】 関係

(1) 【買付け等の期間】 関係

（公開買付期間の計算）

~~第1-4-(1) 【届出当初の期間】第1-5-(1) 【買付け等の期間】~~について、公開買付期間の開始日や終了日が終日応募可能になっていない場合であっても、それが応募事務手続上に想定され得る範囲内である限り、これらを1営業日と数えて記載することは妨げられない。ただし、実務慣行に照らし、これらを1営業日と数えて記載することが不当と認められるような受付開始時刻又は終了時刻が設定されていないか審査する。

(2) 【買付け等の価格】 関係

~~（最近行った取引）~~

~~第1-4-(2)-1 記載上の注意(6) eの規定により、「算定の基礎」欄において公開買付価格との差額の内容を記載すべきとされる「買付者が最近行った取引」は、目的や背景等に一定程度の関連性があると考えられる取引については、当該取引との差額の内容が公開買付けとの関係で投資判断上重要となり得るという観点から、原則として公開買付けの公表前1年間に実施された取引とする。ただし、1年以上前の取引であつ~~

~~ても、当該取引の目的や背景等に照らして、当該取引の取引価格と公開買付け価格との差額の内容が投資判断上重要となり得ると考えられる場合には、「買付者が最近行った取引」に該当するものと考えられる。~~

~~第1-4-(2)-2 時価の算定基準日として、公開買付けの公表日の直前営業日に加えて、当該直前営業日以外の日を併せて設定する場合には、その旨及びその理由が記載されているか審査する。~~

~~（資産管理会社の株式又は持分）~~

~~第1-4-(2)-3 公開買付者が公開買付けと併せて、対象者の発行する株券等を所有する資産管理会社の株式又は持分を取得する場合には、当該資産管理会社の株式又は持分の取得価格及び当該取得価格の算出根拠（当該資産管理会社が所有する対象者の株券等以外の資産の評価を含む。）が記載されているか審査する。~~

~~（算定の経緯）~~

~~第1-4-(2)-4 「算定の経緯」欄には、【買付け等の目的】において記載された、公開買付者が公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程や公開買付けの公正性を担保するための措置の内容が重ねて記載されることも多いことから、その重ねて記載されている内容に応じて、第1-3-2（公開買付者が公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程）及び第1-3-5（公開買付けの公正性を担保するための措置）に準じて記載内容を審査する。なお、【買付け等の目的】において公開買付者と対象者との間の公開買付け価格に関する交渉の内容及び過程が記載される場合には、「算定の経緯」欄に【買付け等の目的】を参照すべき旨を記載することで、「算定の経緯」欄における具体的な記載を省略することができる。~~

(3) 【買付予定の株券等の数】関係

（買付予定数の上限が設定されている場合の買付予定数）

~~第1-4-(3)-1 第1-5-(3)-1~~ 「買付予定数」の欄については、公開買付けにより取得し得る株券等の数の最大値を記載することとし、買付予定数の上限が設定されている場合には、当該上限の数が記載されているか審査する。

（買付予定数の下限又は上限の変更）

~~第1-4-(3)-2 第1-5-(3)-2~~ 「買付予定数の下限」の欄又は「買付予定数の上限」の欄に記載する買付予定数の下限又は上限の有無及びその内容は、投資判断上特に重要な事項である。買付予定数の下限又は上限の内容を変更する場合には、仮に当初の公開買付け届出書において、一定の条件が成就し、又は成就しなかったときにおけ

る買付予定数の下限又は上限の変更（新たな設定、撤廃及び増減をいう。）について記載がなされていたとしても、当該~~変更の時点で~~変更後、直ちに訂正届出書の提出が必要となることに留意する。

（複数の者が共同する公開買付け）

~~第1-4-(3)-3~~ 第1-5-(3)-3 複数の者が共同して公開買付けを行う場合、公開買付け後の~~議決権株券等所有~~割合を明確にする観点から、「買付予定数」の欄に、それぞれの者が当該公開買付けにより取得する予定の株券等の数の算定方法又は割合が記載されているか審査する。

~~5.6~~ 【買付け等を行った後における株券等所有割合】 関係

（総株主等の議決権の数）

~~第1-5~~ 第1-6 「対象者の総株主等の議決権の数」欄の記載においては、単元未満株式の存在等を理由として、発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に係る議決権数を記載することも認められる。

~~6.7~~ 【株券等の取得に関する許可等】 関係

（許可等の要否に影響を及ぼす措置）

~~第1-6~~ 第1-7 株券等の取得に関する許可等の要否に影響を及ぼす措置を公開買付者が予定している場合には、当該措置の概要及び効果が記載されているか審査する。例えば、公開買付者が一定の措置を講じることで特定の許可等の取得が不要となる場合には、当該措置の概要、当該措置の実施により当該許可等の取得が不要になる旨及びいかなる場合に当該措置が実施され、又は実施されないのかが記載されているか審査する。

~~8.9~~ 【買付け等に要する資金】 関係

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】 関係

（ファイナンス等審査）

~~第1-8-1~~ 第1-9-1 公開買付けに要する資金を確保するため、公開買付け開始後に第三者から貸付け等（出資を含む。以下同じ。）を受ける場合には、当該貸付け等が相当程度の確度をもって実行されるものであることを裏付けるため、「公開買付者の銀行等への預金の残高その他の公開買付けに要する資金（有価証券等をもって買付け等の対価とする場合には、当該有価証券等）の存在を示すに足る書面」（他社株府令第13条第1項第7号。以下「資金の存在を示すに足る書面」という。）として融資証明書

等（出資証明書等を含む。以下同じ。）を添付することが考えられる。

なお、貸付け等が相当程度の確度をもって実行されるものであるかは、貸付人等（出資者を含む。以下同じ。）の状況、貸付け等に係る契約又は合意の内容等の事実関係に照らし、個別事案ごとに判断する必要がある。しかしながら、少なくとも次に掲げる事項を審査した結果、貸付人等の資力に疑義があること、又は貸付人等において、貸付け等の実行のために公開買付けの開始時に必要な内部的な手続が行われていないことを確認することができたがうかがわれる場合には、当該貸付け等は相当程度の確度をもって実行されるものとはいえないと考えられる。

① 貸付人等の資力

② 貸付け等に係る契約その他の合意がある場合にはその内容（貸付け等の前提条件を含む。）及び貸付人等における内部的な手続（事前の条件提示に係る稟議、決裁等）の履行状況

また、公開買付けの開始時において既に貸付け等に係る契約が締結されている場合には、資金の存在を示すに足る書面として、融資証明書等に代えて、当該契約書のみを添付することも考えられる。ただし、契約内容に照らし、貸付人等が貸付け等の申入れを受けた際に貸付け等を行う義務を負わない場合には、別途融資証明書等の添付を要することに留意する。

（融資証明書等の記載）

第1-8-2第1-9-2 【買付け等に要する資金】には、融資証明書等を取得している旨及び融資証明書等に記載された貸付け等の主な内容（貸付け等の前提条件等）が記載されることが一般的である。を記載する必要があるが、融資証明書等に貸付け等の主な内容が記載される場合には、公開買付け届出書の【買付け等に要する資金】にはその旨を記載すれば足り、融資証明書等に記載された事項と同じ内容を【買付け等に要する資金】に具体的に記載することまでは求めない。

融資証明書等の記載の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

① 当該貸付け等に前提条件が付される場合において、融資証明書等に記載される当該前提条件の内容が、実態と異なること、又は重要な点において具体性かつ客観性を欠くことにより、当該貸付け等による資金調達が可能であることについて相当程度の確度があるものと誤認させるような内容となっていないか。

② 貸付人等が組合である場合、当該組合の法的性質及び資金調達の仕組みの概要が融資証明書等に記載されているか。

③ 貸付人等が組合である場合、特定の組合員が資金を拠出できない場合に、他の組合員に追加出資させる仕組みを組合契約等において規定しているときには、その旨が融資証明書等に記載されているか。なお、決済日までに追加出資させることができない場合には、当該仕組みを記載することはできないものとする。

- ④ 貸付人等が組合である場合、貸付人等への出資者については、具体名ではなく、銀行、信託銀行、信託銀行（年金特定信託口）、保険会社、証券会社、投資事業有限責任組合、適格機関投資家である（上場）事業会社、個人といった属性の区分のみを融資証明書等に記載することも可とする。この際、原則として全ての出資者の属性について記載する必要があるものとし、「等」という表現は認めない。

（貸付け等の実行のための前提条件）

~~第1-8-3~~ 第1-9-3 貸付け等に係る契約の締結又は貸付け等の実行のための前提条件が付されている場合には、当該前提条件のうち、重要な事項の内容（いわゆる表明・保証等、当該前提条件において言及されている事項のうち、重要な事項の内容を含む。）が記載された融資証明書等を資金の存在を示すに足る書面として添付する必要があると考えられる。また、貸付け等が相当程度の確度をもって実行されるものであるかの審査は、個別事案ごとに判断する必要があるが、契約内容については、少なくとも次に掲げる事項を審査する。

- ① 貸付人等の承諾なく公開買付期間が延長されていないことを貸付け等に係る契約の締結又は貸付け等の実行のための前提条件とする場合には、与信や出資の判断に与える影響が軽微な事由による延長について、貸付人等が公開買付期間の延長に係る承諾を不合理に拒否しないこととなっていること。
- ② 当初の公開買付届出書の提出に当たって、融資証明書等に有効期間が付されている場合には、当該期間に、少なくとも、当初の公開買付期間（当初から予定されている延長期間を含む。）及び公開買付けの終了から決済までの期間に 10 営業日を加えた期間が含まれていること。また、公開買付期間が延長された場合には、融資証明書等の有効期間が、延長後の公開買付期間及び公開買付けの終了から決済までの期間を含むものである必要があり、これらを含まないものである場合には、融資証明書等の再提出を求める必要があることに留意する。融資証明書等の再提出に当たって、当該融資証明書等に有効期間が付されている場合には、当該期間に、少なくとも、延長後の公開買付期間及び公開買付けの終了から決済までの期間が含まれていることを審査する。

（審査時提出資料）

~~第1-8-4~~ 第1-9-4 融資証明書等とは別途、審査用資料として、次に掲げる資料の提出を要請することが考えられる。ただし、これらのうちどの資料の提出を要請するかについては、貸付け等の内容を踏まえて個別事案ごとに判断する必要があることに留意する。なお、審査用資料として受領した資料については、公衆縦覧に供しないこととする。

- ① 貸付け等の全体像を記載した図表（資金調達スキーム図。個々の貸付け等の金額の

記載を含む。)

- ② 貸付人等（法第 33 条第 1 項に規定する金融機関を除く。以下~~第 1-8-4~~第 1-9-4において同じ。）の資力を確認できる資料
- ③ 貸付け等に係る契約書（金銭消費貸借契約書若しくは総数引受契約書又はこれらに類するものをいう。）、貸付け等に係る条件を記載したタームシート等
- ④ その他特に必要と認める資料

②の資料としては、貸付人等を名宛人とする銀行その他の金融機関が発行する預金残高証明書等のほか、貸付人等の直近の有価証券報告書等が考えられる。また、公開買付者が貸付人等の資力を確認した内容及び方法について公開買付届出書において記載されているか審査する。

また、貸付け等が組合による出資の場合には、次に掲げる資料を審査する。

- ・ 組合の法的性質及び実在性が分かる資料
- ・ 登記事項全部証明書（国外におけるこれに類する書類を含む。）、組合契約書等、無限責任を有する組合員の氏名又は名称が分かる資料
- ・ 有限責任を有する組合員を記載したリスト（以下「組合員リスト」という。）（原則として、全ての組合員につき、その属性、コミットメント金額及び未履行額が組合員ごとに記載されたもの。なお、有限責任を有する組合員の個々の氏名又は名称及び国籍については、貸付人等の資力を審査するために特に必要と認められる事情が存在する場合を除き、記載を求めない。）
- ・ 組合契約書（出資証明書の記載内容の正確性を確認するために必要な範囲の条項の抜粋で足りるものとする。）等

なお、各組合員の個別の資力については、組合員リストに記載されたコミットメント金額及び未履行額が真実であることを前提とすることとし、原則としてそれ以上の審査を要しない。ただし、特定の組合員が資金を拠出することができない場合において、他の組合員の追加出資の仕組みが存在しないときは、個別の事案に応じて、各組合員の名称又は属性（当該組合員の属性より、その資力を確認することができる場合に限る。）を審査し、それぞれの資力を確認する資料の提出を求めた上で、不足分の資金調達方法を審査する等、特に慎重な審査が必要となる点に留意する。

（買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計）

~~第 1-8-5~~第 1-9-5 ⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】に記載する額は、買付予定金額より大きければ以上であれば足り、買付予定金額と合致する額である必要はない。ただし、当該預金又は借入金等の資金使途に対象者の既存債務の弁済等が含まれる場合であって、当該既存債務の弁済等が公開買付けの決済に先立って実施されるときには、預金又は借入金等の合計額は、買付予定金額に当該弁済等に必要資金を加えた必要資金総額より大きい額以上である必要がある。な

お、公開買付価格が円で決済される場合であって、預金又は借入金等の合計が外貨で記載されるときは、円換算した額が注記されているか審査する。

また、公開買付期間中に外国為替相場の変動により、公開買付けに要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計が買付予定金額を下回った場合には、買付資金の積み増しによる訂正届出書の提出が必要となる。

(複数の者が共同する公開買付け)

~~第1-8-6~~ 第1-9-6 複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、公開買付けに要する資金等の内部的な負担の内訳を明確にする観点から、それぞれの者の負担金額が記載されているか審査する。

~~4412~~ 【その他買付け等の条件及び方法】 関係

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】 関係

(準ずる事由としての撤回事由)

~~第1-11-1~~ 第1-12-1 ある事由が公開買付けの撤回事由として認められるかとい
うことに関しては、不特定多数の者が当事者となる取引における法的安定性の確保、安
易な撤回が行われることによる株価操作のおそれ市場価格への影響及び当該事由によ
る撤回が認められないことによる公開買付者側の負担等を総合的に勘案する必要があ
ると考えられる。

そのため、令第14条第1項第1号ネに規定する「イからツまでに掲げる事項に準ず
る事項」又は、同項第3号ヌに規定する「イからリまでに掲げる事実」又は
は他社株府令第26条第4項第6号に規定する「前各号に掲げる事情に準ずる事情」と
して、公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定することがで
きるか否かに関しては、公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情があるかど
うかを審査する。例えば、本ガイドラインの「C 株券等の公開買付けに関するQ&A」
の問36に対する回答のとおり、対象者の業務執行を決定する機関が剰余金の配当を行
うことについての決定をした場合で、当該決定が公開買付けの目的の達成に重大な支
障となる事情である場合（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものである
場合に限り、当該決定に係る剰余金の配当の額が最近事業年度の末日における純資産
の帳簿価額に比べ少額（例えば、10%に相当する額未満）である場合及び対象者が既に
公表している配当予想の額との差異が小さい場合を除く。）や、本ガイドラインの「C
株券等の公開買付けに関するQ&A」の問37に対する回答のとおり、①対象者が過去
に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべ
き重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②公開買付開始公告を行った
日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合、③対象者の
重要な子会社に令第14条第1項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合、④

公開買付けに要する資金の貸付けを受けることが法令に違反することとなる場合（公開買付け開始時点において、公開買付者が当該法令違反を構成する事実を認識し又は認識することができた場合を除く。）等は、公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情がある場合として、それぞれ同項第1号ネに規定する「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」又は同項第3号ヌに規定する「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」に該当すると考えられる。

なお、公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情の有無の審査は、公開買付者から根拠となる資料（関東財務局¹⁸に対する疎明資料を含む。以下同じ。）の提出を受けた上で行う。例えば、上記②の公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合を同項第1号ネに規定する「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」として撤回事由とする場合や、上記③の対象者の重要な子会社に同項第3号イからリまでに掲げる事実が発生した場合を撤回事由とする場合には、次の事項を記載した資料によりこれを審査する。

- ・ 「事業上重要な契約」又は「重要な子会社」への該当性に係る具体的な数値基準（「事業上重要な契約」に関しては、他社株府令第26条第3項第3号に定める軽微基準に準じた数値基準（最近事業年度における対象者の単体及び連結での売上高の百分の十に相当する金額以上の額）となっているか、「重要な子会社」に関しては、同項第4号に定める軽微基準に準じた数値基準（最近事業年度の末日における対象者の単体及び連結での総資産額の帳簿価格の百分の一に相当する金額以上の額）となっているかを審査する。）
- ・ 本件における上記の具体的な数値基準への該当性（具体的な数値を用いる必要があり、かつ、必要に応じて根拠となる資料（重要な子会社への該当性の判断については当該子会社の計算書類を含む。）も併せて審査する。）

なお、最近事業年度の末日以降に、対象者において組織再編成がなされたこと等により、公開買付届出書の提出時点では数値基準に関する資料が作成されず、その事実の有無に関して資料を審査することが困難である等の事情がある場合には、当該具体的な事情を踏まえ、個別に相談に応じるものとする。

（虚偽記載等に係る撤回）

~~第1-11-2~~ 第1-12-2 次の①又は②のいずれかに該当する公開買付者が、令第14条第1項第1号ネに規定する「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」又は同項第3号ヌに規定する「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていること（以下「虚偽記載等」という。）が判明した事実を公開買付開始公告及び公開買付届出書において指定する場合には、通常、当該公開買付者は対象者の過去の法定開示書類の真実性・正確性を確認・検証することが可能な立場に

あることに鑑み、当該事実を指定する必要があるかどうかを審査し、公開買付者がなおもその必要があると申し出た場合には、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合に限り指定するよう指導する。

- ① 公開買付者が対象者の役員又は対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である場合（いわゆるマネジメント・バイアウト。ただし、公開買付期間中に対象者の役員が公開買付者に対して直接又は間接に資本関係を有しない場合を除く。）
- ② 公開買付者が対象者の親会社又は支配株主等（令第14条の7第1項第1-2号に規定する支配株主等をいう。）である場合

第2【公開買付者の状況】関係

（マネジメント・バイアウトでの情報の推知）

第2-1-1 特に、公開買付者が対象者の役員又は対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である場合における公開買付け（いわゆるマネジメント・バイアウト）には、当該対象者の株式を買い付けることを目的として新会社が設立される場合があるが、当該新会社の名称が当該対象者との関連を容易に推測させるものであること、又は所在地、代表者若しくは役員の一部若しくは事業内容が当該対象者と同一であることにより、公開買付けの公表前に対象者銘柄の推測が容易になることがあり得る。対象者が上場会社等である場合において、公開買付けの公表前にこれらの情報が推測されてしまうと、市場の公正性を害するおそれがあることから、新会社の設立に当たっては、当該新会社の名称、事業内容、所在地並びに代表者その他の役員に関する情報（以下「新会社の名称等」という。）が当該新会社の登記事項証明書に記載されることに留意しつつ、公表前の推測の回避のための措置が講じられているか、事前相談を通じて必要に応じて確認する。

かかる確認に際しては、設立される予定の新会社の名称等について、対象者銘柄の推測を容易にさせるような内容となっていないか確認する。

（マネジメント・バイアウトの際の新会社の名称等）

第2-1-2 新会社の名称等のうち、特に代表者その他の役員に関する情報については、当初は対象者と無関係の第三者を代表者又は役員として新会社を設立するものの、公開買付けに係る意思決定の時点又は買付け等に係る決済の時点では、実際の買付け等の主体である対象者の代表者その他の役員に変更したいという要請があり得ること、事業内容については、株式の取得までに対象者の事業内容と同一のものに変更したいという要請があり得ることに留意する。そこで、公開買付者にかかる要請がある場合に

は、公開買付けの公表前に対象者銘柄への公開買付けに係る情報が漏洩することを防ぐための対応方法について公開買付者に検討を求め、その内容を確認する。

また、当該内容の確認に当たっては、変更登記申請の完了の見込時期が、公開買付けの公表前となっていないか確認する。

(訂正の要否)

第2-1-3 第2-1-1及び第2-1-2の対応を実施するに当たって、訂正届出書の提出の要否が問題となり得る場合には、公開買付届出書における記載内容その他個別の事情を踏まえ、投資者の投資判断にとって重要か否かとの観点から、その要否を判断するものとする。例えば、公開買付けの公表日又はその直前に公開買付者の代表者若しくは役員の変更又は事業内容の変更を行い、登記完了前に公開買付届出書を提出する場合には、公開買付届出書に代表者その他の役員又は事業内容が変更されている旨及び変更登記申請中である旨の記載がなされているのであれば、公開買付期間中に変更登記が完了したことをもって訂正届出書を提出する必要はないと考えられる。もっとも、かかる場合においても、公開買付届出書上の記載内容の不備等の確認のため、当該変更登記申請に係る申請書及び登記完了後の履歴事項全部証明書の提出を求めるものとする。

(様式上の項目及び表の省略)

第2-2 公開買付者が継続開示会社であり、1(1)【会社の概要】及び1(2)【経理の状況】に代えて、1(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】に必要事項を記載した場合であっても、1(1)【会社の概要】及び1(2)【経理の状況】の項目及び表については省略しないものとする。

有価証券報告書等の提出後にその訂正報告書の提出をした場合には、その旨が1(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】に記載されているか審査する。

(開示書類の変更)

第2-3 1(3)①【公開買付者が提出した書類】欄の記載に変更が生じる場合（提出予定の旨が記載されている場合であって、公開買付届出書の提出後に実際に提出された場合を含む。）には、訂正届出書の提出が必要となることに留意する。

ただし、有価証券報告書及びその添付書類以外の開示書類が提出された場合については、本ガイドラインの「C 株券等の公開買付けに関するQ&A」の間-2-35に対する回答のとおり、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合でない限り、訂正届出書の提出は不要となることに留意する。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】関係

(役員持株会等の所有分)

第3-1 役員持株会、株式累積投資等を通じて所有している株券等がある場合には、これらの株券等について、1(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】の表中「所有する株券等の数」の欄に注記されているか審査する。

(特別関係者の確認による訂正)

第3-2 公開買付けの公表前における情報管理等の観点から、実務上、特別関係者による対象者の株券等の所有状況について公開買付者が認識している範囲で暫定的に記載し、その後には正確な所有状況の調査を実施する場合がある。

この場合において、当該調査によって判明した所有状況が公開買付届出書に記載した所有状況と異なるときは、法第27条の8第2項に基づき訂正届出書の提出が必要となることに留意する。

(大量保有報告書等の提出状況)

第3-3 公開買付者及びその特別関係者その他関係者(応募株主等を含む。)による大量保有報告書等の不提出又はこれらの者が提出した大量保有報告書等に記載内容(保有目的の記載を含む。)の形式上の不備若しくは虚偽記載等があることが疑われる場合には、財務局担当課室と連携するものとする。

財務局担当課室において、不提出又は形式上の不備若しくは虚偽記載等の事実を認めた場合には、公開買付届出書の提出予定日又は提出日にかかわらず、直ちに大量保有報告書等の提出を慫慂する等、当該不提出又は形式上の不備若しくは虚偽記載等を解消・是正するための措置その他必要な対応を講ずるものとする。

第4【公開買付者と対象者との取引等】関係

(最近の3事業年度)

第4-1 記載上の注意(2536)に規定する「最近の3事業年度」とは、監査済みの3事業年度とし、監査未了ではあるが数字が確定している事業年度については、参考として記載されているか審査する。

なお、公開買付期間中に監査未了であった事業年度について公開買付期間中に監査が完了した場合であっても、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、当該参考として記載された数字と監査済みの数字とに差異がある場合(当該差異が軽微である場合を除く。)に訂正届出書を提出すれば足りるものと考えられることに留意する。

第5【対象者の状況】関係

(開示書類の変更)

第5-1 4(1)【対象者が提出した書類】の記載内容に変更が生じた場合（提出予定の旨を記載した書類が、公開買付届出書の提出後に提出された場合を含む。）には、訂正届出書の提出が必要となることに留意する。

ただし、有価証券報告書及びその添付書類以外の開示書類については、本ガイドラインの「C 株券等の公開買付けに関するQ&A」の間2-35に対する回答のとおり、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合でない限り、訂正届出書は不要となることに留意する。

(決算短信等)

第5-2 6【その他】には、金融商品取引所の規則等に基づき公表される、①業績予想の修正、②配当予想の修正、③株主の取扱い（株主優待制度、株主還元策）の変更、④提出済みの継続開示書類に記載されていない、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容その他対象者の業績に係る内容（以下「決算短信等」という。）が記載されることが考えられる。

決算短信等を記載した場合であって、公開買付届出書の提出後に対象者が当該決算短信等の対象期間に係る継続開示書類を提出した場合には、当該決算短信等の内容は当該継続開示書類を参照することで足りると考えられる。

そのため、当該継続開示書類が提出された後に公開買付届出書の訂正届出書の提出を行う場合には、6【その他】における当該決算短信等の内容に係る記載は削除されても投資判断に悪影響はないと考えられることから、当該内容を削除することもできることに留意する。なお、投資者に誤解を生じさせない限りにおいて、公開買付者の判断により当該内容を削除しない対応も許容される。

(決算短信等の変更)

第5-3 6【その他】に決算短信等の内容を記載した~~場合であって、対象者が、~~公開買付届出書~~の提出後が提出された後に~~対象者が決算短信等その他の対象者の業績に係る情報を公表した場合（業績予想の修正の公表等、決算短信等に記載された算定の前提となる数値、指標等に影響が生じ得るような事項を公表した場合を含む。）であって、当該公表に投資判断上重要な事項が含まれるときは、訂正届出書の提出が必要となると考えられることに留意する。

例えば、公開買付届出書に株式価値算定書等の内容が記載された場合であって、対象者が、当該株式価値算定書~~等~~の前提となる財務予測に大幅な増減益を生じさせるような業績に係る情報の公表を行った場合には、当該情報には投資判断上重要な事項が含

まれると考えられる。

Ⅱ. 公開買付届出書の添付書類

1 基本方針

他社株府令第13条第1項各号に掲げる公開買付届出書の添付書類については、公開買付届出書の審査方針に係るⅠの記載のほか、このⅡに定める事項に留意する。

2 投資判断上重要でない情報についての非開示対応

添付書類の記載内容のうち、個人のプライバシーや会社等（ファンドを含む。）の営業秘密に関わる部分（対象者株主による投資判断上重要性が低いと考えられる部分に限る。）を公衆の縦覧に供することが公開買付者又は対象者その他の者の利益を著しく害するおそれがある場合には、当該部分を黒塗りした上で、公衆の縦覧に供することができると考えられる。

Ⅲ. 予告公表

1 基本方針

予告公表における公表文の内容は、その後公開買付けを開始する際に提出される公開買付届出書の内容と相当程度重複することから、公開買付届出書の審査方針に係るⅠの記載は、このⅢに定めるものを除き、予告公表における公表文について準用する。

2 予告の必要性

予告公表における公表文において、直ちに公開買付けを開始せずに、予告公表を必要とする理由が具体的に記載されているか確認する。

3 前提条件

予告公表後、どのような場合に公開買付けが開始されるかは投資者にとって重要な関心事であるため、公開買付けを開始するための条件（以下Ⅲにおいて「前提条件」という。）が具体的に記載されているか確認する。

前提条件の記載内容が一義的に明らかな場合又はその必要性が不明確である場合（例えば、公開買付者の裁量によりその充足を判断することとされている場合）には、投資者を不安定な立場に陥らせるおそれがあるため、投資者にとってどのような場合に公開買付けが開始されるか否かが明らかとなるよう、前提条件の記載内容を慎重に確認する。

また、株券等の取得に関する許可等の取得が前提条件となる場合には、予告公表時点において必要と判断する対象法域・対象国について、許可等の手続ごとに明記されているか確認する。

さらに、予告公表後、前提条件の充足状況について、進捗の公表の頻度及び時期が明確になるよう、予告公表時点で、これらの事項が公表文において記載されているか確認する。

また、予告公表された後に提出される公開買付届出書においては、当該前提条件の充足について、公開買付者のにより確認方法も含め具体的に記載されているか確認する。

4 公開買付けの開始予定時期

予告公表後、いつ公開買付けが開始されるかは投資者にとって重要な関心事であるため、公開買付けの開始予定時期について、少なくとも、開始予定月及びその上旬、中旬又は下旬のいずれであるかの別が記載されているか確認する。また、開始予定時期が変更された場合にもは直ちに変更後の開始予定時期が公表されるよう、そのを公表する旨が公表文において記載されているか確認する。実現可能性がなくなった公開買付けの予告公表が継続することは、市場に混乱を生じさせるおそれが高いことに鑑み、予告公表において記載された開始予定時期が間近に迫っているにもかかわらず、公開買付者から公開買付届出書又は開始予定時期の変更に係る公表文の事前相談を受けていない場合には、公開買付者に対しこれら書面の提出予定時期や公開買付けの予告を撤回する意向の有無を確認する。

5 公開買付けに要する資金

予告公表の公表文案の事前相談の時点では、銀行その他の金融機関が発行する預金残高証明書、融資証明書等による公開買付けに要する資金の確認は、原則として不要である。ただし、実現可能性のない公開買付けの予告公表は市場に混乱を生じさせるおそれが高いことに鑑み、公開買付者の属性等（資力、トラックレコード等を含む。）を踏まえ、公開買付けに要する資金の調達方法が明確でないことがうかがわれる場合には、予告公表の公表文案の事前相談の時点で、公開買付けに要する資金の調達の蓋然性を確認する。

IV. 訂正届出書

1 基本方針

公開買付届出書の審査方針に係るⅠの記載は、特に当初の公開買付届出書にのみ該当する事項を除き、訂正届出書に適用する。

2 提出理由及び訂正内容

訂正届出書においては、どのような理由によって訂正がなされるのかを端的に示す観点から、公開買付届出書の訂正届出書の提出理由を記載することが考えられる。公開買付届出書の訂正届出書の提出理由については、投資者の理解が容易となるように、訂正届出書の提出を要することとなった提出事由の内容及び提出に至る経緯について、根拠条文及び訂正が必要となる原因となった事情を含め、当該記載自体から明確に読み取れる程度に、具体的に記載されているか審査する。

また、具体的な訂正の内容については、訂正前及び訂正後の内容を記載する等の方法により記載されているか審査する。

V. その他

1 法に基づく他の開示書類との関係について

公開買付届出書の事前相談に際しては、相談のあった事実関係、公表情報等により、関係当事者が法に基づく他の開示書類の提出義務に違反する可能性があることを認識し、又は提出済みの開示書類の記載内容に不備がある可能性を認識する場合もある。関東財務局がかかる事実を認識した場合には、2に定めるよう公開買付届出書の提出予定日又は提出日にかかわらず、直ちに当該不提出又は形式上の不備若しくは虚偽記載等を解消・是正するための措置その他必要な対応を行うことで、違反の抑止又は解消に努めるものとする。

~~2 大量保有報告書~~

~~公開買付者及びその特別関係者その他関係者（応募株主等を含む。）において、大量保有報告書、その変更報告書及びこれらの訂正報告書の不提出又は記載内容（保有目的の記載を含む。）の形式上の不備若しくは虚偽記載等が疑われる場合には、財務局担当課室と連携するものとする。~~

~~財務局担当課室において、不提出又は形式上の不備若しくは虚偽記載等の事実を認めた場合には、公開買付届出書の提出予定日にかかわらず、直ちに大量保有報告書等の提出を催告する等、当該不提出又は形式上の不備若しくは虚偽記載等を解消・是正するための措置その他必要な対応を講ずるものとする。~~

2 買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことについての承認

他社株府令第5条第3項第3号の規定による承認に当たっては、公開買付けの対象とすることができない理由、公開買付けへの代替的な応募の手段の有無、公益又は投資者保護上の問題点等について、総合的に比較考量のうえ、判断することに留意する。例えば、公開買付けの対象とすることが法令上又は実務上不可能である外国金融商品取引所に上場している預託証券が当該承認の対象となることが考えられる。

承認申請については、他社株府令第5条第5項に定める事項を記載した承認申請書の提出を求めることとし、必要に応じ、参考となる資料の添付を求めるものとする。

3 買付け等の期間を法定の期間を超えて延長することについての承認

令第13条第2項第2号ハの規定による承認に当たっては、生じている公開買付けの撤回事由の内容、令第8条第1項に定める期間を超えて延長する必要がある理由、当該撤回事由が解消される見込み及びその時期、公益又は投資者保護上の問題点等について、総合的に比較考量のうえ、判断することに留意する。例えば、公開買付期間中に発行者により公開買付者の株券等所有割合を減少させるような新株予約権の発行が決定され、当該新株予約権の発行について公開買付者がその差止めの仮処分の裁判を申し立てている場合であって、令第8条第1項に定める期間中に当該裁判が終了しない場合や公開買付期間の末日までに令

第14条第1項第4号に規定する許可等が得られない場合において、近日中に当該許可等が得られる見込みがある場合等が当該承認の対象となることが考えられる。この場合において、承認する延長期間の設定に当たっては、当該撤回事由が解消される見込み及びその時期等を考慮した上で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当な期限を定めるものとし、原則として、公開買付開始公告を行った日から起算して120営業日を超えないものとする。

承認申請については、他社株府令第19条第2項に定める事項を記載した承認申請書の提出を求めることとし、必要に応じ、参考となる資料の添付を求めるものとする。

4 訂正届出書の提出に際して買付け等の期間の延長を要しないことについての承認

他社株府令第22条第1項第3号の規定による承認に当たっては、公開買付けの内容、訂正届出書の提出理由及び内容、承認を必要とする理由、公益又は投資者保護上の問題点等について、総合的に比較考量のうえ、判断することに留意する。

承認申請については、他社株府令第22条第2項に定める事項を記載した承認申請書の提出を求めることとし、必要に応じ、参考となる資料の添付を求めるものとする。

5 公開買付けの撤回等を行うことについての承認

他社株府令第26条第4項第7号の規定による承認に当たっては、公開買付け開始前における公開買付けの撤回事由の発生についての予見の可否、当該撤回事由による公開買付けの目的の達成の困難性、当該撤回事由の解消の見込み、公益又は投資者保護上の問題点等について、総合的に比較考量のうえ、判断することに留意する。例えば、公開買付け開始前には予見できなかった公開買付け開始後の法令の改正によって、公開買付けの目的の達成が困難となった場合が当該承認の対象となることが考えられる。

承認申請については、他社株府令第26条第5項に定める事項を記載した承認申請書の提出を求めることとし、必要に応じ、参考となる資料の添付を求めるものとする。

C 株券等の公開買付けに関するQ & A

公開買付制度に関する一般的な解釈については、別紙「株券等の公開買付けに関するQ & A」を参照するものとする。